

日本語教育の現状と課題

—日本語教育・学習体制をいかに整備すべきか—

特定非営利活動法人日本語教育研究所

西原鈴子

概要

- (1) 国内外の日本語学習の動向
- (2) 日本語教育に関する基本的施策
- (3) 多文化共生社会への方向性
- (4) 日本語教育関係者の役割

国内外の日本語学習の動向

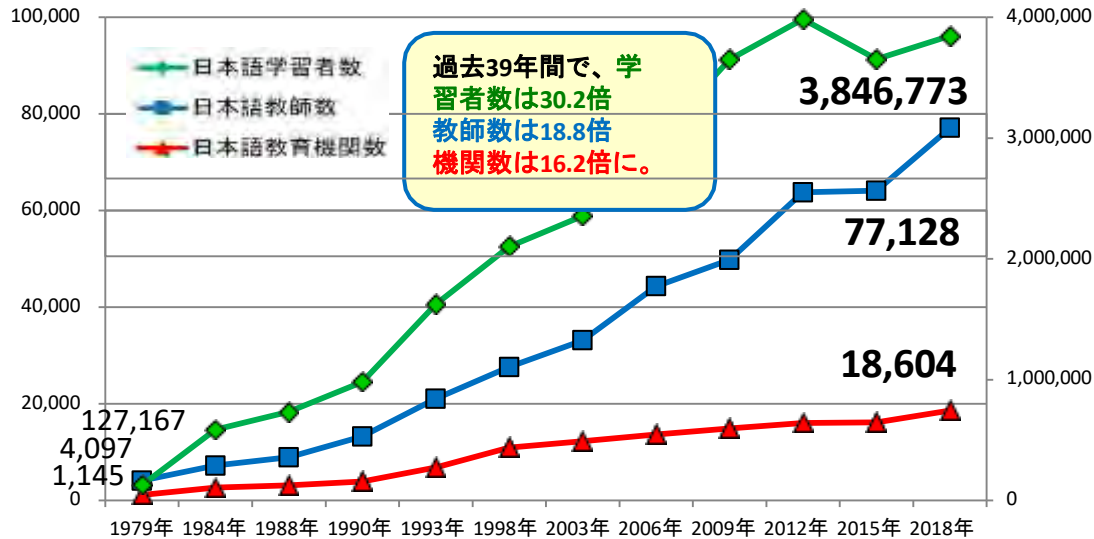


2018年度海外日本語教育機関調査結果（速報値）の概要

日本語学習者/教師/教育機関数の推移

日本語教師数(人)

日本語教育機関数(機関)



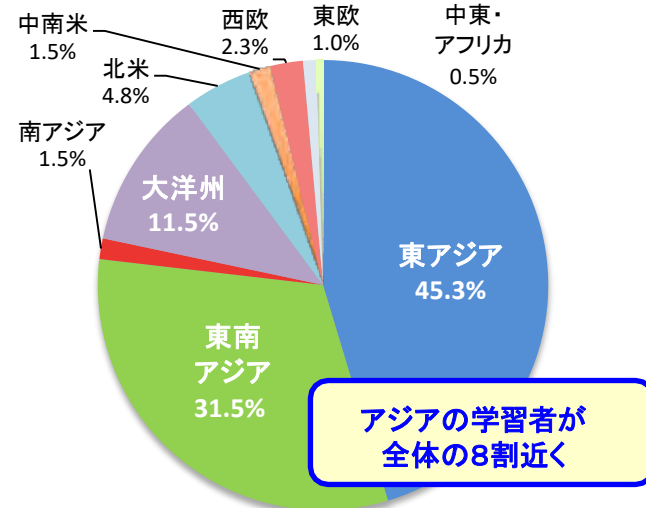
調査結果のポイント

1. 過去最多の142か国・地域で日本語教育の実施を確認
2. 全世界の「日本語教育機関数」と「日本語教師数」は過去最多
3. 全世界の「日本語学習者数」は再び増加し、約385万人に

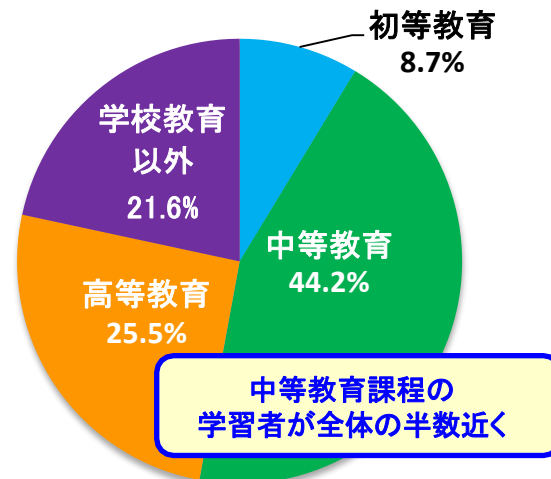
学習者数上位10か国・地域

	国・地域名	2018年度 学習者数(人)	増減数※ (人)
1	中国	1,004,625	+51,342
2	インドネシア	706,603	△ 38,522
3	韓国	531,511	△ 24,726
4	オーストラリア	405,175	+47,827
5	タイ	184,962	+11,145
6	ベトナム	174,461	+109,598
7	台湾	170,159	△ 49,886
8	米国	166,565	△ 4,433
9	フィリピン	51,892	+1,854
10	マレーシア	39,247	+6,023

地域別学習者数の割合(計385万人)

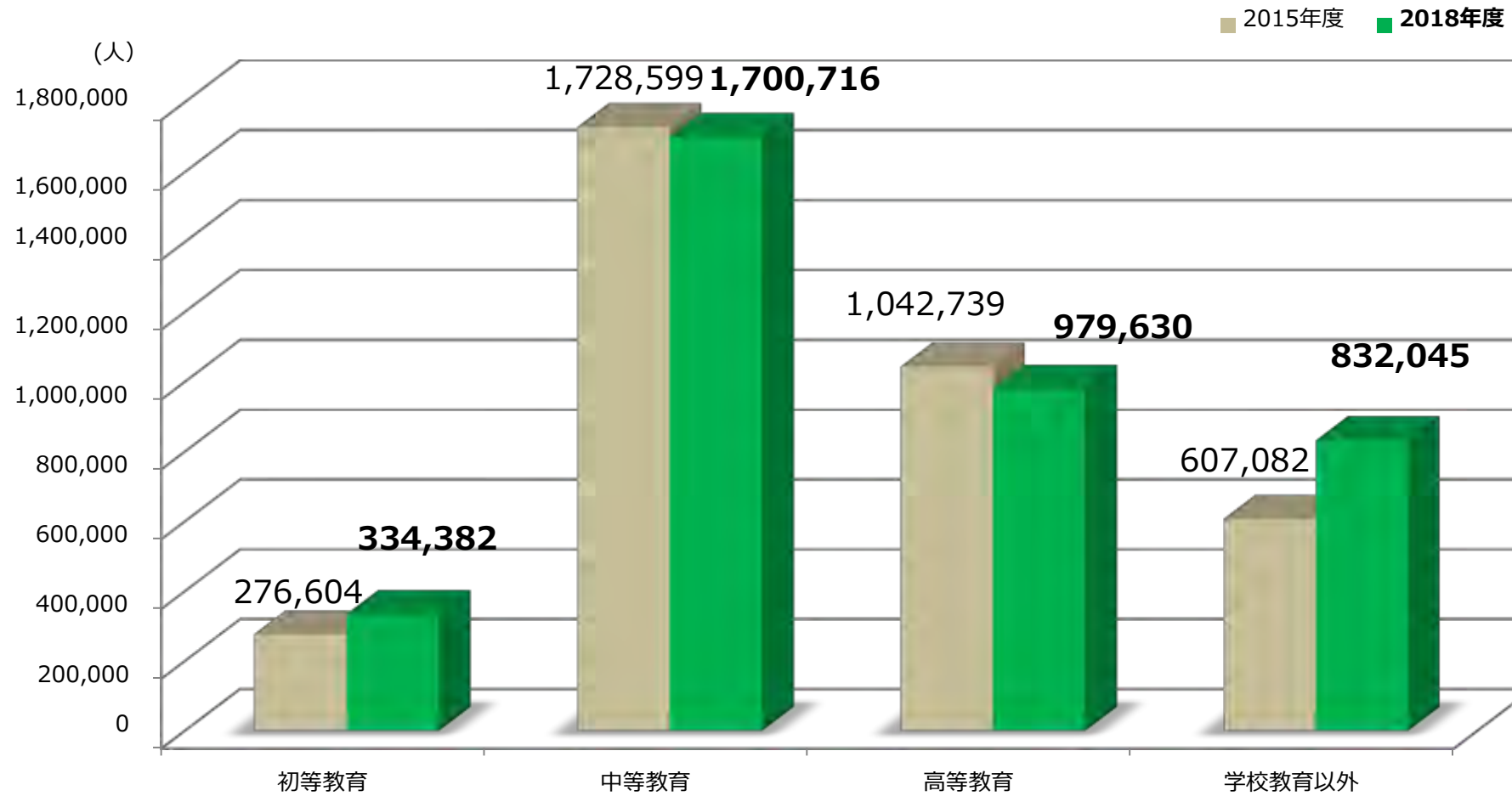


教育段階別学習者数の割合(計385万人)

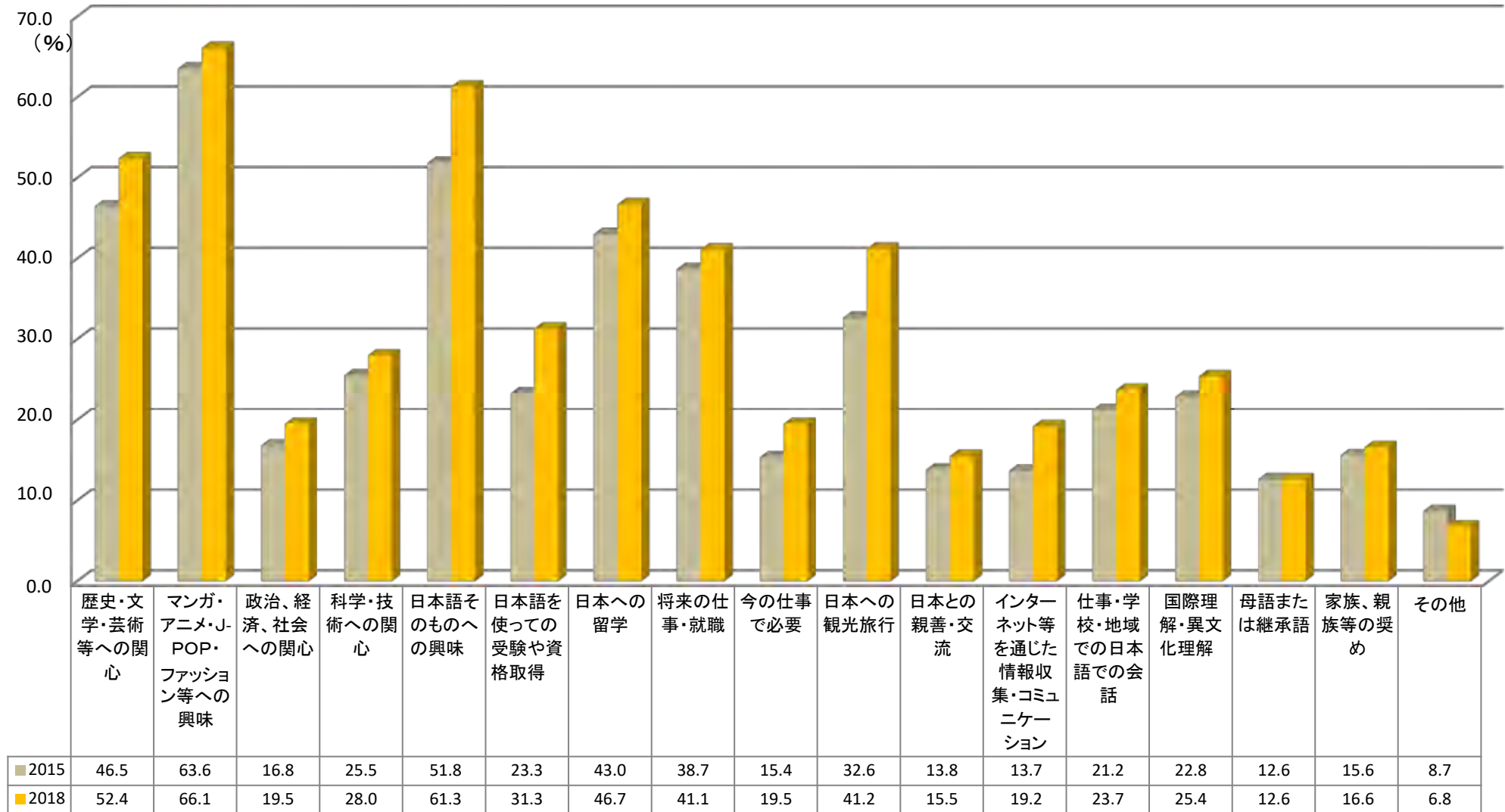


※2015年度調査結果との比較

学習者数の教育段階別増減

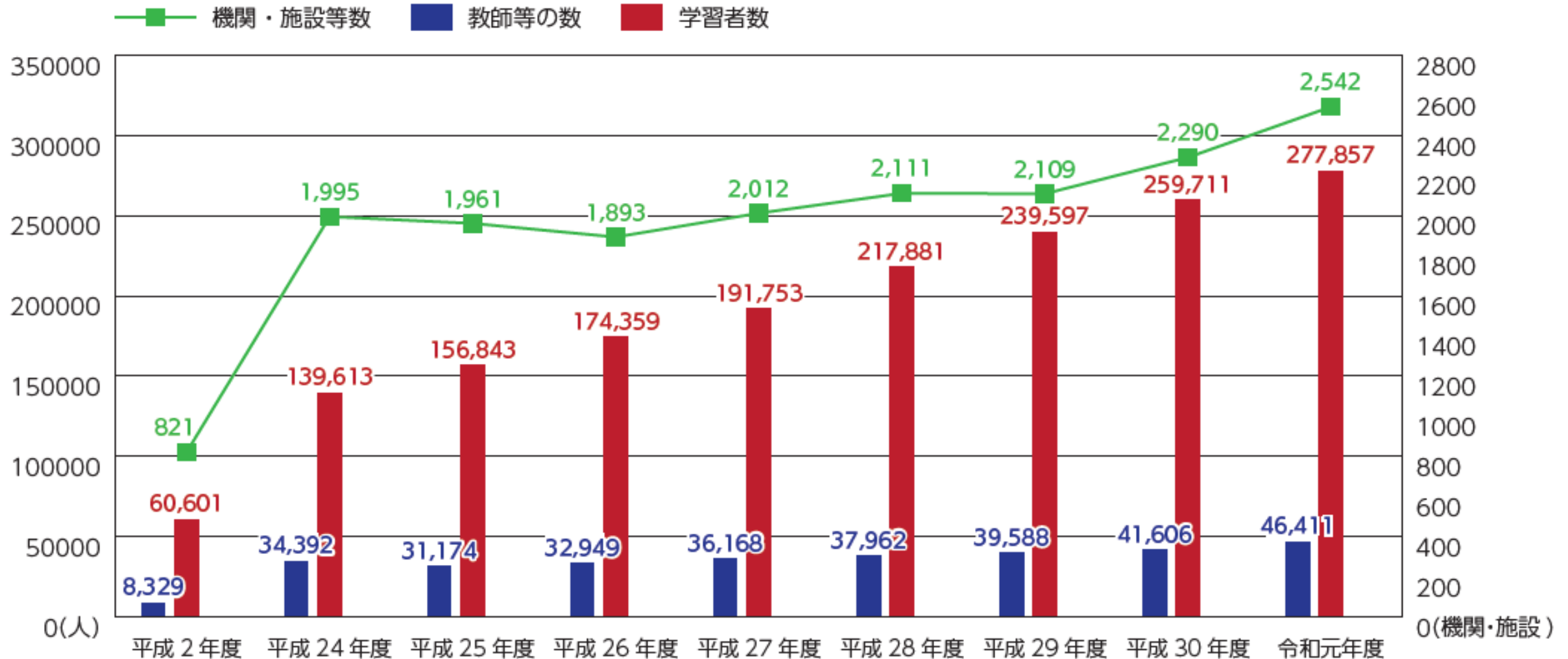


日本語学習の目的・理由（複数回答）



令和元年度国内日本語教育の現状

文化庁



機関・施設等の割合

n=(2,542)



機関・施設等数は、法務省告示機関が618(24.3%)と最も多く、以下、大学等機関が566(22.3%)、任意団体547(21.5%)、国際交流協会334(13.1%)、地方公共団体197(7.8%)、教育委員会175(6.9%)の順となっている。

教師等の割合

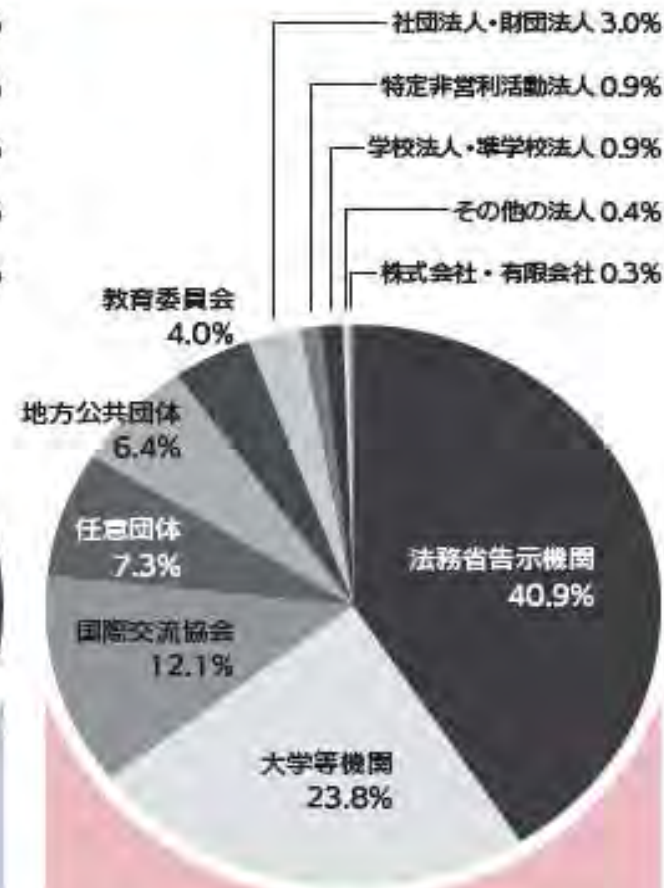
n=(46,411)



教師等の数は、法務省告示機関が12,933人(27.9%)と最も多く、以下、国際交流協会10,097人(21.8%)、任意団体7,720人(16.6%)、地方公共団体5,517人(11.9%)、大学等機関5,212人(11.2%)、教育委員会2,639人(5.7%)の順となっている。

学習者の割合

n=(277,857)



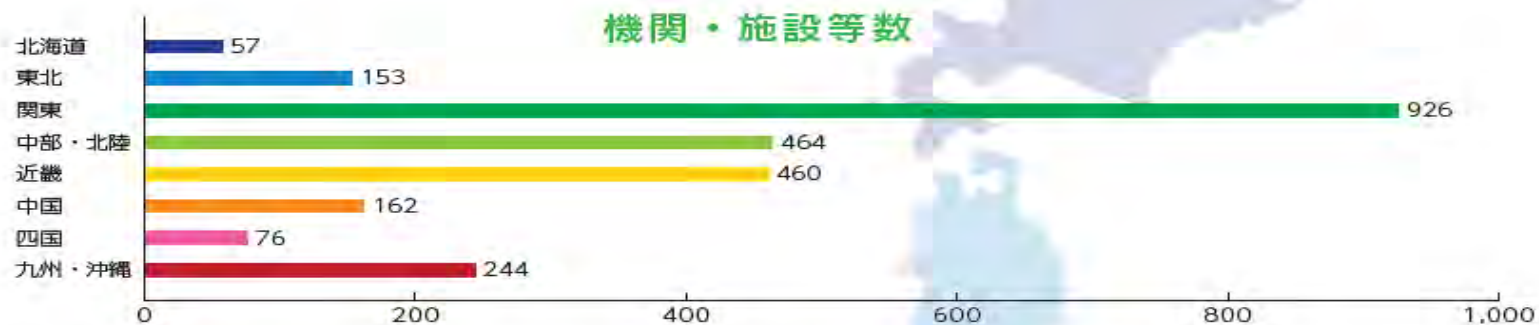
学習者数は、法務省告示機関が113,626人(40.9%)と最も多く、以下、大学等機関66,112人(23.8%)、国際交流協会33,590人(12.1%)、任意団体20,403人(7.3%)、地方公共団体17,783人(6.4%)、教育委員会11,127人(4.0%)の順となっている。

地域別に見る日本語教育の現状

関東は、機関・施設等数が926、日本語教師等の数が21,748人、学習者数が146,814人と、他の地域に比べて抜きん出て多い。

次に、機関・施設等数では中部・北陸、近畿が多く、日本語教師等の数、学習者数では近畿、中部・北陸が多い。北海道、四国は全体的に少なく、施設数は100に達していない。

北海道 東北 関東 中部・北陸 近畿 中国 四国 九州・沖縄



日本語教育に関する基本的な施策



「日本語教育推進法」 （１） 背景と目的

（背景） 日本語教育の推進は我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資するとともに我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である。

（目的） 多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与する。

「日本語教育推進法」 （２） 基本理念

- ① 外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ② 日本語教育の水準の維持向上
- ③ 外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④ 国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤ 海外における日本語教育を通じ、諸外国との交流等を促進
- ⑥ 日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦ 幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等に使用される言語の重要性に配慮

「日本語教育推進法」 （３） 基本的施策

- ・ 国内における日本語教育の機会の拡充
 - 外国人幼児、児童、生徒、留学生、被用者、難民
- ・ 地域における日本語教育、日本語教育についての国民の理解と関心の増進
- ・ 海外における日本語教育の機会の拡充
 - 海外における外国人に対する日本語教育
 - 在留邦人の子等に対する日本語教育
- ・ 日本語教育の水準の維持向上等
 - 日本語教育機関、日本語教育従事者、教育課程編成、日本語能力の評価
- ・ 日本語教育に関する調査研究等
 - 実態、効果的方法に係る調査研究
- ・ 地方公共団体の施策等
 - 国の施策を勘案、地域の状況に応じた日本語教育施策の実施

現 状

在留外国人数 (令和2年6月現在)
平成2年約108万人→
令和2年約288万人

○日本語学習者数
平成2年約6万人→
令和元年約27万人

○日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)

○法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和元年度末792機関

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- 1) 日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- 2) 日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- 3) 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

- ① 日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- ② 日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- ③ 新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

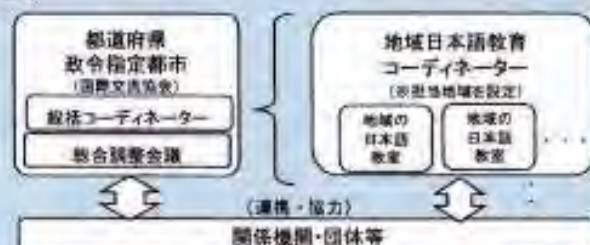
① 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



② 日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額(案) 152百万円
(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材) の開発・提供する。

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額(案) 99百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額(案) 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
 - ・日本語教師養成カリキュラム
 - ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
- 日本語学習支援者・いわゆるボランティア

② 日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③ 日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

外国人受入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

令和3年度予算額(案) 20億円
(前年度予算額 18億円)



- この10年で、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数（平成30年:5.1万人(1.7万人増)）及びそれ以外の国内の日本語学習者数（令和元年:27.8万人(10.7万人増)）は大幅に増加。こうした状況に加えて、深刻な人手不足を踏まえ、入管法等が改正され、新たな在留資格「特定技能」が創設（平成31年4月施行）。
- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応も途頭に過ぎながら、**外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境を整備**するため、**日本語教育・外国人児童生徒等の教育の充実**を図る。

I.生活者としての外国人に対する日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 990百万円(前年度予算額 955百万円)

(1)日本語教育の全国展開・学習機会の確保

○外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進 500百万円(497百万円)

- 都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施（市町村への支援を含む）を推進する。



(仮称)日本語教室の例

○日本語教室空白地域解消の推進強化 152百万円(147百万円)

- 日本語教室が開設されていない市区町村に対してアドバイザーの派遣や日本語教室の開校・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供する。

○日本語教育の先進的取組に対する支援等 99百万円(90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を超えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

(2)日本語教育の質の向上等

○日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用 200百万円(198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容・モデルカリキュラムに基づき、入学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成・現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

○日本語教育のための基盤的取組の充実 39百万円(23百万円)

- ①日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)の活用、②日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等の開催、③調査研究の実施。

【参考】外国人留学生の国内就職支援

本邦土の会社(企業)は含まれない

- 留学生就職促進プログラム 372百万円(372百万円)
- 専修学校留学生の学びの支援推進事業 174百万円(新 規)
- 日本語学海外拠点連携推進事業 450百万円(450百万円)

II.外国人児童生徒等への教育の充実

令和3年度予算額(案) 969百万円(前年度予算額 841百万円)

共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実

○日本語指導を含むきめ細かな支援の充実 830百万円(712百万円)

- 公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、**外国人児童生徒等への支援体制の整備等**に向けた学校における自治体の取組を支援する。特に感染症拡大の影響等に対応した受け入れ体制を充実する。

- 外国人の子供の就学状況把握や就学案内、日本語の基礎的な学習機会の提供など、公立学校等への就学促進に向けた学校外における自治体の取組を支援する。特に感染症拡大の影響等による不就学が懸念されることを踏まえた支援を充実する。

○日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤の整備 23百万円(17百万円)

- 情報検索システム「**かすねっと**」の充実による教材や翻訳文書の提供等を行う。また、日本での学校生活等を紹介した多言語動画コンテンツの作成やアドバイザーボードの設置・運営等を行う。



○高等学校における日本語指導体制の整備 19百万円(新規)

- 感染症への対応が長期化する中でも必要な対応が出来ることを目指し、高校で日本語指導等を実施することによる進路選択の充実を図るよう、制度的な検討や指導のためのガイドライン等の作成を行う。

○多文化共生に向けた教育の推進 36百万円(36百万円)

- 多文化共生に向け、集住地域・散在地域それぞれの課題を解決するための先進的なプログラムを開発し、全国へ普及する。

○夜間中学における就学機会の提供推進 75百万円(75百万円)

- 夜間中学に通う生徒の約8割が外国籍の者であること等を踏まえ、夜間中学の設備促進や、多様な生徒に対応するための夜間中学の教育活動の充実を図るための支援等を行う。

日本人と外国人が共に暮らし発展する共生社会の実現

注目すべき論点：「継承語」

- ・ 第三条 7 日本語教育の推進は、我が国における幼児期及び学齢期（満六歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間をいう。）にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮して行われなければならない。
- ・ 第十九条 国は、海外に在留する邦人の子、海外に移住した邦人の子孫等に対する日本語教育の充実を図るため、これらの者に対する日本語教育を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

閣議決定された具体的施策の基本方針 (2020年閣議決定)

第三条 7 (母語・母文化の重要性に関して)

- ・ 外国人児童生徒等の公立学校における受入れ・支援体制を充実させるため、(中略) 日本語指導補助者や**母語支援員**の養成、活用など地方公共団体における指導体制の構築を支援する。また、初期集中支援等の取組や多言語翻訳システム等のICTを活用した支援、**日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施や母語・母文化に配慮した取組**、地域の関係機関との連携等を推進する。



理念は示されているが、「継承語」の学習に積極的に言及する施策はなく、日本語・日本の学校文化へのソフトランディングを目指した対策となっている。

課題と求められる施策

- ・ 多文化共生社会を目指す今日の日本において、言語政策の目指す方向として「共通語」と「継承語」の双方を明確に概念化し、対応する姿勢が必須である。
- ・ 「継承語」政策は、海外に在住する日本にルーツを持つ子供たちに対する日本語の継承という側面と共に、日本国内に在住する海外にルーツを持つ子供たちが出身国・地域の言語を継承するという側面を持つ。
- ・ 「継承語」学習者の存在は、彼らを受け入れる社会の人々にもインパクトを与える。キー・コンピテンシーの三つの側面の一つである「異質な人々との交流」、21世紀型スキルのカテゴリーの一つ「世界の中で生きる」は、すべての児童生徒にとって重要な教育課題である。目標とすべきは、明日の世界を生きるための総合的言語政策である。

多文化共生社会への方向性



社会の結束と多様性 （安達2009）

- 日本が人口の少子高齢化時代を迎え、海外からの人材が生産部門に寄与することへの期待は大きい。
- 文化的に多様な社会で、文化的帰属意識と社会全体の安心/安全を同時に実現することは難しい。
- 異質性を基調とするグローバルな社会で社会的連帯を生むためには、結束と多様性の融和が不可欠。

社会統合の観点

(山脇他 2002)

- 国や地域における少数者が、差別や排斥を受けることなく対等な構成員として他の人々と同様の権利と責任をもって参加できる社会の構築を目指すことを「社会統合」という。
- 参入する社会構成員に同化を強要するのではなく、社会的結束と文化的多様性を両立させるという課題の解決に挑むことは、多民族・多文化・多言語的背景を持つ人々が生活を共にする社会においては、目指すべき必須の条件である。
- 海外から生活・就労のために来日し、長期にわたって滞在する人々が増加することが予測されるこれからの日本社会においても、 公正な社会参画を前提とした受け入れ態勢によって社会統合を目指すことが喫緊の課題となる。
- 新しく社会に参入する人々は「支援される」のではなく「平等に処遇さる」存在であり、処遇は受け入れ側の「義務」となる。

- 我が国に在留する外国人は令和2年末で289万人。外国人労働者は令和2年10月末で172万人(過去最高)。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定（197施策）。
- 今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1)国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の策定《施策1》
 - 「国民の声を聴く会」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案に資する意見の聴取《施策2》
- (2)啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施《施策7》
 - 多言語に対応した人権相談及び調査救済手続の広報の実施《施策8》

円滑なコミュニケーション・情報収集のための支援

- (1)行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備
 - 地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討《施策9》
 - FRESC／フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援の実施及び地方機関への情報提供《施策10》
- (2)日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）
 - 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引き等の作成、生活の分野における学習内容を示す「生活Can do」の作成《施策21》
 - 「日本語教育の参照枠」の活用を促進するとともに、都道府県等が関係機関と連携して行う日本語教育環境を強化するための体制づくりの推進《施策22》
 - 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」の「日本語教育の参照枠」を踏まえた生活場面の充実《施策23》
 - 就労者等に対する日本語教師の研修プログラムの充実・普及及び日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」の円滑な実施のためのICT教材の開発・普及《施策27》
 - 日本語教師資格、日本語教育機関の日本語教育水準の維持向上を図るための仕組みの法制化の検討《施策28》
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《施策32》

ライフステージ・生活シーンに応じた支援

- (1)地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 外国人支援者等の活動の現状・課題の把握、外国人支援者のネットワークの構築《施策34》
 - JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進《施策39》
- (2)生活サービス環境の改善等
 - 警察における外国語対応が可能な職員の配置や各種手続に係る外国語による対応の促進《施策50》
 - 部屋探しをする際に活用できる「外国人のための賃貸住宅入居の手引き」等の周知・普及の推進《施策56》
 - 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14言語の外国人向けパンフレット等の配布、犯罪への関与の防止等に係る周知活動の実施）《施策58》
- (3)外国人の子供に係る対策
 - 外国人児童生徒等の学校における日本語指導体制等の構築《施策66》
 - 学齢簿システムと住民基本台帳システムの連携や外国人の子供の就学状況の一体的管理・把握《施策69》
- (4)留学生の就職等の支援
 - 新型コロナウイルス感染症の長期化や新たな危機に備えた外国人留学生の母国でのオンライン学習支援《施策79》
 - 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の自治体や支援機関等への展開《施策82》
 - 大学とハローワークの連携強化による一貫した就職支援、全国の大学等へ好事例等の共有《施策95》
- (5)適正な労働環境等の確保
 - 外国人労働者のための視聴覚教材の多言語化（14言語化）《施策98》
 - 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上等を目的とした研修の実施及びモデルカリキュラム等の作成《施策104》
- (6)社会保険への加入促進等
 - 医療機関等におけるマイナンバーカードを活用した本人確認と保険資格確認の実施《施策110》

非常時における外国人向けのセーフティネット・支援等

- (1)災害時等の非常時における情報発信・支援
 - 「Safety tips」等の周知、多言語辞書の改定による正確な情報の伝達環境の整備《施策114》
- (2)新型コロナウイルス感染症の感染予防・円滑なワクチン接種支援等
 - 高等教育機関・日本語教育機関への新型コロナウイルス感染症の感染防止・予防に資する情報等の提供《施策118》
 - 各省庁が把握しているインフルエンサー等に係る情報の集約・共有等、情報発信の充実・強化に向けた取組の推進《施策119》
 - 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底に係る労使団体への要請《施策120》
 - 留学生が多く在籍する日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等と、陽性者発見時における幅広い接触者への迅速かつ機動的なPCR検査等の実施《施策121》
 - 在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保《施策122》
 - 「高度外国人材活躍推進ポータル」における新型コロナウイルス感染症に関する情報発信・イベントの実施《施策125》
 - 困窮留学生等を支援する関係機関とハローワークの連携による就職支援及び支援内容の周知《施策126》
 - 外国人学校における新型コロナウイルス感染症対策として、やさしい日本語・多言語での情報発信、保健衛生に関する有識者会議での検討内容を踏まえた措置の実施《施策128》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- (1)特定技能外国人のマッチング支援策等
 - 国内のマッチングイベントや海外説明会等の開催による特定技能制度の活用促進《施策123（再掲）》
- (2)特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 技能試験及び日本語試験の実施並びに受験の推進、分野所管省庁による新たな日本語試験の活用の検討《施策134》
 - 特定技能2号試験実施の検討推進、特定技能2号の対象分野追加及び業務区分の整理に係る検討《施策141》
- (3)悪質な仲介事業者等の排除
 - 開発途上国への技術協力等を通じて得た知見等の活用による日本国内の取組の側面支援《施策156》
- (4)海外における日本語教育基盤の充実等
 - 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《施策161》

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

- (1)在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 在留手続等に係る手数料の電子納付等の利便性向上を図る施策の検討《施策163》
 - 外国人本人によるオンライン申請の利用の実現、オンライン化対象となる手続の拡大の検討《施策164》
 - 令和7年度中の交付開始に向けた在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討《施策166》
- (2)在留管理基盤の強化
 - 関係省庁及び地方公共団体等の連携による在留外国人の居住地情報の整備《施策170》
- (3)留学生の在籍管理の徹底
 - 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化《施策179》
- (4)技能実習制度の更なる適正化
 - 出入国在留管理庁と技能実習機構が連携して行う調査の強化等による技能実習制度の適正化《施策97(再掲)》
 - 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止《施策184》
 - 技能実習生と日本人との同等報酬等の確認・働き方改革関連法の周知の徹底《施策186》
 - 解雇された技能実習生への監理団体による着実な転籍支援の実施、実習生の継続的な状況把握による適切な転職支援《施策187》
 - 技能実習生のプライバシーや感染予防に配慮した住環境を確保する実習実施者に対する優遇措置《施策188》
- (5)不法滞在者等への対策強化
 - 外国人雇用状況届出情報等の収集・分析機能強化による効果的な摘発の実施《施策189》

1. 経緯

- 「**地域における多文化共生推進プラン**」は、**地方公共団体における「多文化共生（注）の推進に係る指針・計画」の策定に資するため、総務省が策定** ※現行プランは、日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、平成18年3月に初めて策定
 - 外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化**といった社会経済情勢の変化を踏まえて、**今回改訂**
- ※改訂に当たって、「多文化共生の推進に関する研究会」（座長：山脇 啓造 明治大学教授）を昨年11月から本年8月までに9回開催。有識者や出入国在留管理庁等の関係省庁から聴取を行い、地方公共団体における多文化共生施策のあり方について検討【別紙1参照】

（注）「多文化共生」：国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

2. 改訂のポイント【別紙2参照】

- ①**多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築**
 - ・外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、**多様性と包摂性のある社会を実現**することにより、**ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築**
 - ・**I C Tを積極的に活用**し、行政・生活情報の多言語化を推進
 - ・「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）に基づき、地域の状況に応じた**日本語教育を推進**
 - ・**災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備**
- ②**外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献**
 - ・外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、**地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進**
 - ・高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する**留学生の地域における就職を促進**
- ③**地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保**
 - ・外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、**自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進**
- ④**受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現**
 - ・外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、**都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備**

 **今後、総務省は、地方公共団体において、今回改訂したプランを参照して、地域の実情を踏まえた「多文化共生の推進に係る指針・計画」の見直し等を行い、多文化共生施策の推進をすることを促進**

自治体の外国人受け入れ政策三つの柱

(毛受 2016)

- ・ 外国人誘致政策：地域の魅力を積極的にアピールする。

自治体が広報媒体を通じて「外国人歓迎」を表明する。

受け入れ社会の住民が積極的に声をかけ、挨拶し、交流する。

- ・ 地域社会へのソフトランディング政策：安定的な生活を可能にする。

日本語学習機会の提供

「やさしい日本語」コミュニケーション

医療サービスの多言語化

生活情報の提供

- ・ 潜在力活性化政策：外国人の活力や潜在力を引き出す。

企業のダイバーシティー経営

日本語教育関係者の役割



[この写真](#)の作成者 不明な作成者は [CC BY-SA](#) のライセンスを許諾されています

言語教育の世界で起きている変化

- 学習観

知識とは「知っていること」（宣言的知識） プラス 「できること」（手続き的知識）

学習のプロセスは人によって多様

- 教育観

教えたように学ばせる→学びたいように導く

教師は知識を与える人ではなく、学びを仕掛ける人

- 教育・学習の目標設定

当面の目標と最終目標

グローバルな社会参加のために学ぶ

- 多様な評価

多様な知識のあり方に呼応する

多様な学習目標に呼応する

日本語教育関係者の社会的使命 ー多文化共生社会への案内人としてー

- ・ 日本語の学習支援

共通語であれ継承語であれ、日本語の学習支援の目的は日本人をもう一人作るのではなく、グローバル化する世界を生きる力を養うことにある。

真のコミュニケーションスキルの習得

相対的社会認知力の育成

偏見・差別からの脱却

グローバル・シティズンシップ入門

- ・ 多文化共生社会への貢献

地域社会のコンセンサス構築

社会統合のための双方向的異文化理解の推進

参考文献

安達智史 2009「ポスト多文化主義における社会統合について」『社会学評論』60(3)

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 2021「外国人材の受入れ共催に関する総合的対応策 平成3年度改訂）の概要」

グリフィン, マクゴー, ケア(編) 三宅なほみ【監訳】 2014『21世紀型スキル 学びと評価の新たなかたち』北大路書房

総務省 2020 「地域における多文化共生プラン改訂のポイント」

内閣府 2020「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」

文化庁 2021「生活者としての外国人に対する日本語教育の推進」令和3年度予算額

文部科学省・文化庁 2021「外国人受け入れ拡大に対応した日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実」令和3年度予算額

文部科学省・外務省 2019 「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」

毛受敏浩 2016 『自治体がひらく日本の移民政策—人口減少時代の多文化共生への挑戦』 明石書店

ライチェン&サルガニク（編著）（立田慶裕【監訳】）2006『キー・コンピテンシー 国際標準の学力をめざして』 明石書店

山脇啓造・柏崎千佳子・近藤敦 2002 「社会統合政策の構築に向けて」『明治大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ』No. J-2002-1